

平成16年 6月29日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

日本油脂株式会社

代表取締役社長 中嶋洋平

第81期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第81期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第81期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第81期利益処分案承認の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。利益配当金は、1株につき3円（中間配当金3円と合わせて年6円）と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。変更の要旨は、次のとおりであります。

- (1) 当社は、商法第212条の規定に基づき、平成16年2月25日付をもって、自己株式2,575千株を消却いたしました。これに伴い、当社の発行する株式の総数を同数減少するため、第5条「発行する株式の総数」について所要の変更を行いました。

- (2) 平成15年9月25日「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第132号)が施行され、自己株式を定款授権による取締役会決議に基づいて取得することができることとされました。これに伴い、機動的な資本政策を遂行できるように、第6条「自己株式の取得」を新設いたしました。
- (3) 当社は、経営改革の一環として、平成12年6月に執行役員制度を導入し、取締役数の削減を図り、経営上の意思決定の迅速化および業務執行体制の強化を図ってまいりました。これにより、取締役の数について、取締役の定員を25名以内と定める規定は現状と乖離しその意義がなくなったことから、第16条「取締役の数」を削除いたしました。また、監査役の数についても、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」が改正され、監査役員数に占める社外監査役の員数が半数以上とされたことならびに社外監査役の要件が厳格化されたことなどに伴い、今後の監査役の構成員数を機動的に変更できるように、監査役の定員を4名以内と定める第26条「監査役の数」を削除いたしました。
- (4) 平成14年5月1日「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が施行され、取締役および監査役の責任軽減の制度が設けられました。これに伴い、取締役および監査役が職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することができるよう取締役会の決議をもって取締役および監査役の会社に対する責任を法令の限度において免除できることとする規定を第26条「取締役の責任免除」および第30条「監査役の責任免除」として新設いたしました。なお、第26条「取締役の責任免除」の新設を議案として提出することにつきましては、あらかじめ監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

(5) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役を選任することができるように、補欠監査役の選任制度についての規定を設けるため、第27条「監査役の選任」および第28条「監査役の任期」について所要の変更を行いました。

(6) 上記変更に伴い、条数等につきまして所要の変更を行いました。

変更の内容は、4頁から5頁に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案のとおり取締役に宇野允恭、中嶋洋平、石田英樹、大井弘雄、大池弘一、鈴木重雄、藤郷栄康および服部勝英の8氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり監査役に小林昭一氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 取締役および監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

取締役を退任された小林昭一氏および監査役を退任された酒井昇平氏に対し、在任中の功労に報いるため退職慰労金を、当社の内規に基づき、相当の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれ一任することと決定いたしました。

また、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、重任された取締役宇野允恭、中嶋洋平、石田英樹、大井弘雄、大池弘一、鈴木重雄、藤郷栄康および服部勝英の各氏ならびに在任中の監査役山崎真吾、小坏律夫および早坂 宗の各氏につきまして、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金につき、当社の内規に基づき、相当の範囲内で贈呈することとし、贈呈の時期につきましては各氏の退任時とし、その具体的金額および方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれ一任することと決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>第2章 株 式 (発行する株式の総数)</p>	<p>第2章 株 式 (発行する株式の総数)</p>
<p>第5条 当社の発行する株式の総数は786,403,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>第5条 当社の発行する株式の総数は783,828,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(自己株式の取得)</p>
<p>第6条 } (条文の記載省略)</p>	<p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</u></p>
<p>第10条 } (条文の記載省略)</p>	<p>第7条 } (現行定款第6条から第10条のとおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第11条 } (条文の記載省略)</p>	<p>第11条 } (現行定款第11条から第15条のとおり)</p>
<p>第15条 }</p>	<p>第16条 }</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の数)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (削 る)</p>
<p>第16条 <u>当社の取締役は25名以内とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第26条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の数)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (削 る)</p>
<p>第26条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (削 る)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任し、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって、これを決する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第30条 } (条文の記載省略) 第34条 }</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、<u>定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</u> <u>監査役および補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって、これを決する。</u> <u>補欠者の選任の効果は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u> <u>補欠者は、法令に定める監査役の員数を欠くことになったときに就任する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期<u>および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条 <u>当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第31条 } (現行定款第30条から 第34条のとおり) 第35条 }</p>

以 上

おって、本株主總會終了後開催された取締役会の決議により、宇野允恭氏が代表取締役会長に、中嶋洋平氏が代表取締役社長に再選され、それぞれ就任いたしました。また、本株主總會終了後、監査役の互選により、小林昭一氏が常勤監査役に選任され、就任いたしました。

平成16年6月29日現在における当社の取締役および監査役は、次のとおりであります。

	代表取締役会長	宇野允恭
	代表取締役社長	中嶋洋平
*	取締役	石田英樹
*	取締役	大井弘雄
*	取締役	大池弘一
*	取締役	鈴木重雄
*	取締役	藤郷栄康
*	取締役	服部勝英
	常勤監査役	小林昭一
	監査役	小坏律夫
	監査役	早坂宗吾
	監査役	山崎真吾

- (注) 1. 監査役小坏律夫および監査役早坂 宗の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. *は執行役員兼務者であります。

なお、平成16年6月29日付で、次の執行役員18名が就任いたしました。

専務執行役員	(化成部門、食品部門、電材事業開発部門、設備・環境安全統括部門管掌)	石田英樹
常務執行役員	(人事・総務部門、経理部門、システム部門管掌)	大井弘雄
常務執行役員	(油化部門、DDS事業開発部門、資材部門、知的財産部門管掌)	大池弘一
常務執行役員	(経営企画室長、ライフサイエンス部門管掌)	鈴木重雄
常務執行役員	(化薬事業本部長)	服部勝英
常務執行役員	(研究本部長)	村田敬重
執行役員	(化薬事業本部特機事業部長)	石飛勇次
執行役員	(設備・環境安全統括室長)	稲葉由大
執行役員	(食品事業部長)	加藤慶二
執行役員	(化成事業部長)	沓澤逸男
執行役員	(人事・総務部長)	小西周志
執行役員	(経理部長)	高林建一
執行役員	(秘書室長)	藤郷栄康
執行役員	(電材事業開発部長)	仲地理道
執行役員	(大阪支社長)	中山弘宗
執行役員	(ライフサイエンス事業部長)	松井道人
執行役員	(油化事業部長)	松尾茂彦
執行役員	(DDS事業開発部長)	山村廣行

第81期利益配当金のお支払いについて

第81期利益配当金は、1株につき3円と決定しましたので、同封の「郵便振替支払通知書」の記載事項をご高覧のうえ、払渡期間中(平成16年6月30日から平成16年7月30日まで)に、お近くの郵便局でお受け取りください。

銀行または郵便局の口座への振込をご指定の方には、「利益配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」をご送付いたしましたので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

以上